

神戸市療育ネットワーク会議開催要綱

平成 29 年 5 月 1 日
こども家庭局長決定

第 1 節 総則

(目的)

第 1 条 障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けることができるとともに、障害の有無に関わらずあらゆる子どもが共にすこやかに成長できる環境づくりを推進するため、障害児支援に関する全市的な課題を共有し、必要な支援策について協議と施策の推進を行う場として、神戸市療育ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を開催する。

(会議の構成)

第 2 条 ネットワーク会議は、施策検討会議と事業者連絡会で構成する。

第 2 節 施策検討会議

(施策検討会議での検討事項)

第 3 条 施策検討会議においては、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 医療的ケアを要する障害児への支援に関すること
- (2) 障害児の地域生活の支援に関すること
- (3) 前 2 号に掲げる事項のほか、障害児の支援施策の推進に関すること

(施策検討会議の委員)

第 4 条 施策検討会議の委員は、次に掲げる者であって、検討が必要な事項に関する専門知識・経験等を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 障害児支援に関わる医療機関その他の事業所に従事する者
 - (3) 障害児の保育・教育機関の関係者
 - (4) 市職員
 - (5) 前 4 号に掲げる者のほか、こども家庭局長が特に必要があると認める者
- 2 こども家庭局長は、委員の中から会長を指名する。
 - 3 会長は、会の進行をつかさどる。
 - 4 こども家庭局長は、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。
 - 5 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末までとし、再任を妨げないものとする。

(施策検討会議の公開)

第 5 条 施策検討会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、こども家庭局長がこれを公開しないことを決定したときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 施策検討会議を公開することにより当該会議の公正かつ円滑な進行が著しく損なわれると認められる場合

2 施策検討会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

第3節 事業者連絡会

（事業者連絡会での情報交換事項等）

第6条 事業者連絡会においては、障害児支援に関わる事業者その他の関係機関が、次に掲げる事項に関する情報及び意見の交換を行う。

- (1) 障害児支援サービスのサービスの質の向上に関すること
- (2) 障害児支援事業従事者等の資質の向上に関すること
- (3) 前2項に掲げる事項のほか、障害児の支援の充実のために必要な事項

（事業者連絡会の開催）

第7条 事業者連絡会の開催に関して必要な事項は、こども家庭局副局长が定める。

第4節 その他

（施行細目の委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の開催に必要な事項は、こども家庭局副局长が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年5月1日より施行する。

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。